

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第14回）議事録

第1 日時 平成22年12月14日（火） 14時00分～14時34分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、辻 正次（部会長代理）、斎藤 聖美、酒井 善則、
新町 敏行、高橋 伸子

（以上6名）

第3 出席臨時委員（敬称略）

根岸 哲

（以上1名）

第4 出席した関係職員

(1) 総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、
前川 正文（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、
犬童 周作（事業政策課企画官）、木村 公彦（事業政策課調査官）、
二宮 清治（料金サービス課長）、吉田 正彦（料金サービス課企画官）

(2) 事務局

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第5 議題

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信
役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方について【平成22年7月27日付
諮問第1213号】

開 会

○東海部会長　それでは、定刻を過ぎておりますので、ただいまから、第14回の情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催させていただきます。

本日は、委員及び臨時委員7名、全員出席のご予定ですが、高橋委員だけ、少しおくれられるということがございます。定足数を満たしております。

なお、会議は公開で行います。

議 題

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方について【平成22年7月27日付け 諮問第1213号】

○東海部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、1件でございます。

諮問第1213号「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方」について審議をいたします。本件については、10月26日火曜日開催の当部会におきまして、決定した答申（案）を、11月25日木曜日までの間、意見招請に付しておりまして、寄せられた意見を踏まえ、ユニバーサルサービス政策委員会で検討をしていただきました。

今日は、ユニバーサルサービス政策委員会の主査代理である酒井委員より、委員会での検討結果の概要についてご報告をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○酒井委員　それでは、今、お手元にありますブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方につきまして、ユニバーサルサービス政策委員会において調査審議を行った結果の概要についてご報告いたします。

本件につきましては、本年7月27日に総務大臣より諮問を受けました。その後、8月から10月にかけて、ユニバーサルサービス政策委員会を6回開催いたしまして、精

力的な調査、審議を経て、答申（案）を取りまとめまして、10月26日に開催された電気通信事業政策部会にご報告いたしました。

電気通信事業政策部会では、この答申（案）を意見募集に付すこととされまして、本年10月26日から11月25日までの間、意見募集が行われました。その結果、16件の意見提出がございまして、12月7日に開催されたユニバーサルサービス政策委員会におきまして、これらの意見に対する考え方及び最終的な答申（案）についての検討を行いました。

その結果、お手元に配付しておりますが、資料14-1のと通りの修正後の答申（案）、資料14-2が答申（案）への意見及びこれに対する考え方、これらを当委員会の検討結果とすることといたしました。

では、詳細につきましては、総務省のほうから説明いただきますので、お願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、ご説明させていただきます。

まず、資料14-2をごらんください。意見募集で寄せられました意見とこれに対する考え方でございます。

それでは、中身をご紹介します。まず、1ページ目でございます。意見1といたしまして、移行期におけるユニバーサルサービス制度は、二重投資の回避等により国民負担を最小化することが前提という意見がございました。

これに対する考え方といたしましては、今回の制度見直しは、メタルの加入電話と光ファイバ整備との二重投資回避等の観点から行うものであり、今後、今回の制度見直しを踏まえた二重投資回避等が進展することを期待するとしております。

意見2でございます。NTT東・西からの資本分離を伴うアクセス回線会社の設立、メタルの全撤去を併せて行うこと等により、アフォーダブルな料金の実現を担保することで、光ファイバ整備の促進等を図ることが急務とのご意見です。

考え方ですが、考え方1と同様の点を触れさせていただいた後、なお、といたしまして、「光の道」構想に関しては、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」取りまとめ及び答申（案）等を踏まえ、「光の道」構想を推進するための検討・取り組みを進めていくことが適当と考えるとしております。

意見3は、ソフトバンクグループからの意見でございまして、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」における当社の提案により、結果として、ユ

ユニバーサルサービス基金も不要になることから、この提案について十分な議論を行い、国民の意見も踏まえて結論を得るべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、上記の考え方2と同様のものとしております。

意見4は、「光の道」実現に向けては、メタル回線が撤去できる環境を早期に整えるため、適格電気通信事業者によって、アフォーダブルな光IP電話単独メニューが全国的に提供されることが望ましいとの意見でございます。

考え方といたしましては、考え方1と同様、今回の制度見直しは、メタルの加入電話と光ファイバ整備との二重投資回避等の観点から行うものであり、という点を述べました後、今後、より広範な地域においてユニバーサルサービスの対象となる光IP電話が提供されることが期待されるとしてございます。

意見5でございます。「光の道」を促進するため、適格電気通信事業者が光IP電話を提供したエリアについては、ユーザーのコンセンサスを得ることを前提にメタル撤去を義務づけるべきとの意見でございます。

これに対する考え方としては、考え方2と同様の考え方を示しております。

次に、意見6でございます。NTT東・西はIP網へのマイグレーションの時期及び方法を具体的に明らかにすべきとの意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、NTT東・西は、本年11月に「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」を公表したところであるが、今後、さらに、答申（案）を踏まえた検討・取組に資する情報の積極的な提示等が期待されるとしております。

意見7は、個人の方からのご意見ですが、「光の道」構想の整備方法が決定するまで、基礎的電気通信役務制度の在り方を決めるべきではないと答申すべきとの意見です。

これにつきましては、答申（案）は、「光の道」構想を早期に実現する観点から行うものであり、「『光の道』戦略大綱」に沿って検討を行ったものであるといたしまして、なお書きについては、考え方2と同様の点を触れております。

次に、意見8、意見9は、検討の方向性についての賛同のご意見でございます。

続きまして、6ページでございます。意見10、停電時における通信手段確保の観点から、加入電話の代替として光IP電話を提供する地域であってもメタル回線の提供を残すべきとの意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、停電時における光IP電話の利用については

といたしまして、①から③の点、これは答申（案）の記述に従って書いたものでございますけれども、こういったことも考慮すればユニバーサルサービスとして許容できる範囲のものと考えられる。なお、ユニバーサルサービスとして光 I P 電話が提供される場合には、加入電話との違いについて利用者が必要とする情報をよりわかりやすい形で提供していくことが望ましいと考えられるとしております。

意見 1 1 も関連の意見でございますが、局給電のない光 I P 電話を推進するのであれば、局給電機能が可能なさらなる発展型の光 I P 電話を開発すべきとの意見でございます。

これについては、光 I P 電話に局給電機能がないことに関し、その改善方法の研究・開発等を進めることは有益と考えられ、ご意見として承るとしてしております。

意見 1 2 は、光 I P 電話の料金水準は、見直し趣旨等に照らして妥当。ただし、加入電話の料金水準を過度に意識すると、光ファイバの整備に抑制的な影響を及ぼし、補填増を招きかねないため回避すべきとの意見でございます。

これにつきましては、賛同のご意見として承るとした上で、なお、ユニバーサルサービスの対象となる光 I P 電話の範囲については、今後、例えば、現在、自治体 I R U 地域で提供されている光 I P 電話の基本料額を超える場合についても、光ファイバ整備促進等の観点から認められる場合があるかどうかといった点等についても、今後のサービスの提供状況や利用動向等を踏まえ、検討を行っていくことが適当であるとしております。

意見 1 3 は、N T T 東・西からの意見でございます、「加入電話に相当する」料金水準については、一律の基準のみで判断すべきではなく、当該自治体や当該地域の利用者のコンセンサスを前提に、地域ごとに一定の料金幅を「加入電話に相当する」と認めるべきとの意見でございます。

これに対する考え方でございますけれども、答申（案）の中で、この意見に対応する部分の記述を引用した上で、こうした答申（案）に沿った基準を設けることが適当と考えられるというような形にしております。

意見 1 4 でございます。電話サービスと共存する、A D S L などの利用者メリットの高いインターネット接続サービスについても評価の範囲に入れ、総合的に利用者が負担する料金額が値上がりすることも勘案すべきとの意見でございます。

これに対しては、A D S L などのインターネット接続サービスは、現在、ユニバーサ

ルサービスの対象ではないが、加入電話の新規提供を終了する場合、ご指摘の状況が生じることがないかどうか注視する必要があると考えられるとしております。

意見15でございます。アフォダビリティの要件を満たさない光IP電話については、個人向けか法人向けかにかかわらず、ユニバーサルサービスの対象外であると理解との意見でございます。

これにつきましては、答申（案）においては、個人向けか法人向けかの区別なく、ユニバーサルサービスの対象となる範囲の料金水準を示しているものであるとしております。

意見16は、賛同のご意見でございます。

続きまして、意見17、加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とする答申（案）に賛同という意見で、これは、賛同のご意見でございます、これが、以下、11ページから12ページの上まで続くということでございます。

意見18は、すべての0AB～J-I P電話を基礎的電気通信役務の対象とすべきとの意見でございます。

これに対しては、答申（案）の検討においては、基礎的電気通信役務に関する制度の趣旨、今回の見直しの趣旨等を総合的に勘案した結果、加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とすることが適当としているものであるとの考え方を述べております。

意見19でございます。適格電気通信事業者以外の光IP電話については、今回の見直しの趣旨であるメタル撤去、メタルと光の二重投資の回避の実効性の観点から、これをユニバーサルサービスの対象とすることは必ずしも妥当ではないという意見でございます。

これにつきましては、考え方18と同様の意見を記載しております。

意見20は、基礎的電気通信役務に課される約款等の規制については、過度な規制にならないよう配慮して検討していくべきとの意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、答申（案）を踏まえた省令改正等の今後の制度設備において、事業者には活動な負担とならないよう検討を進めることが適当と考えられるとしております。

以下、この意見が続きまして、15ページでございます。意見21、今後の加入電話からIP電話への進展状況を踏まえ、適時、基礎的電気通信役務に関する現行制度の見

直しを行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方でございますが、答申（案）に示したとおり、引き続き今後の競争状態を注視していく必要があるとともに、メタルから光への移行が相当程度進んだ場合には、制度の見直しについて改めて検討することが適当と考えられるとしてございます。

意見２２でございます。NTT東・西はユニバーサルサービスとして光IP電話を提供する場合には、公正競争の観点から営業面でのファイヤウォールの在り方を検討するなどしかるべき措置を講ずべきとの意見でございます。

これに対する考え方でございますが、NTT東・西は、NTT法に定める活用業務として認可を受けて、光IP電話サービスを提供しているが、当該認可申請に当たり、みずから講じる措置として、電話の業務で取得した顧客情報について、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないことを掲げている。また、特に一般ユーザ向けサービス及び次世代ネットワークを利用したサービスについては、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないことが認可条件として付されているところである。

総務省においては、上記認可条件等を含めた公正競争条件の遵守状況等について引き続き注視するとともに、必要に応じて適切な措置を講じていく必要があると考えられるとしております。

続きまして、意見２３でございます。適格電気通信事業者によってアフォードブルな光IP電話単独メニューが全国的に提供される場合には、従来メタル回線上で実現していた競争環境を引き続き確保できるよう、公正な接続条件の担保が必須という意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、光ファイバの利用率を高めるとともに一層の光ファイバの整備を促進するためには、事業者間の公正な競争環境を確保しつつ、取組を進めていくことが適当と考えられる。なお、PSTNのマイグレーションに当たっては、その早期実現を図る観点からも、現行のNGNにおいて実現していないサービス・機能等の扱いを整理することが必要となると考えられるとしてございます。

意見２４でございます。今回のユニバーサルサービス制度の見直しにより、加入電話の新規提供を行わない場合には電気通信事業法第２５条の規定と齟齬を来さないことを明確化すべきとの意見でございます。

これに対しては、答申（案）に示したとおり、省令改正等の今後の制度設備において、円滑かつ適切な制度運営が行えるよう、電気通信事業法第25条第1項と齟齬を来さない方策を検討することが望まれるとしております。

意見25は、光IP網へのマイグレーションにおいては、ADSL等のブロードバンドサービス、マイラインなど接続事業者へのサービスへの影響を考慮すべきとの意見でございまして、考えとしては、考え方14、それから、考え方23と同旨の考え方を述べております。

続きまして、18ページでございます。補填の在り方でもございまして、意見26は、賛同の意見ということでございます。

以下、この賛同意見が続きまして、19ページの一番下ですが、意見27といたしまして、今後、光IP電話への補填の在り方を検討する場合、競争環境への影響を回避するため、透明性・納得性の高い形で、厳密かつ確実に対象となる光IP電話のコストを把握できる手法を開発することが重要との意見でございまして。

これに対しては、答申（案）に示したとおり、補填対象額の算定方式の見直しの検討において、光IP電話のコストの算定を行うことが必要となる場合には、光IP電話は、メタルの加入電話とはネットワークの形態が異なり、新たな検討が必要と考えられるという考え方を示しております。

意見28は、NTT東・西からの意見でございまして、ユニバーサルサービスに係る基金規模や負担方法の在り方等について検討すべき。また、光IP電話に係る補填対象額の算定方式について、現時点での検討は時期尚早ということでございます。

これに対しては、答申（案）に示したとおり、補填対象額の算定方法については、当面は現行の仕組みを維持することが適当と考えられるが、光IP電話の補填については、今後、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の提供状況や、加入電話から光IP電話への移行状況等を踏まえ、算定の見直しの検討を行っていくことが必要であると考えられるとしております。

意見29、0AB～J-I P電話をユニバーサルサービスの対象とする場合には、補填を事業開始当初より行い、加入電話のコスト算定とは異なる枠組みにおいて合理的な方法で行うべきとの意見でございまして。

これにつきましては、前段は考え方の28、後段は考え方27と同様の考え方を載せております。

続きまして、意見30は賛同のご意見として承るということでございます。

意見31につきましては、光IP補正は不要であり廃止すべきとの意見でございますが、これにつきましては、答申（案）と同種の考え方を記載しておりまして、基本的に、補填対象額の算定方法の変更を行う必要はなく、光IP補正についても継続することが適当と考えられるとしております。

意見32については、賛同の意見として承るということでございまして、公正な競争環境への影響についても留意していく必要があると考えられるという点についても触れてございます。

24ページ、意見33でございます。今後検討が必要な諸課題について、具体的な移行のタイムスパンや検討のスケジュールの見通しを提示すべきとの意見でございます。

これにつきましては、今後の移行の進展等に併いさらに検討すべき課題については、IP網への円滑な移行の進展に支障を来さないよう適時適切に検討していくべきと考えられるとしております。

意見34は、IRU期間終了後の扱いについて、早期に整理をすべきとの考え方でございまして、これについては、答申（案）と同様の記述で考え方を述べております。

意見35は、賛同のご意見として承るとしてございます。

意見36、メタルアクセスのNGN収容を認めるのであれば、公正な接続条件を担保する上で必要となる機能を開放すべきとの意見でございまして、この点につきましても、基本的に、答申（案）と同様の記述をした上で、ご指摘の点については、公正な接続条件を担保する観点から必要に応じ検討が行われるべき課題と考えられるとしてございます。

意見37、メタル回線のままIP網に収容される電話の扱いについては、基本的方向性に示される「将来的なメタル撤去」の促進を図る観点から、ユニバーサルサービスの対象に追加すべきではないとの意見でございます。

これにつきましても、考え方36と同様の考え方を述べております。

意見38は、OAB～J-IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合には、適格事業者の業務区域設定を「県単位」ではなく「市町村単位」などにした上で、各地域ごとに自由で開かれた参入形態が確保されるべきとの意見です。

これにつきましては、答申（案）にも示したとおり、といたしまして、今後、NTT東・西以外の事業者がサービスを担うことが増加する場合には、現状では、都道府県単

位とする適格電気通信事業者の業務区域の在り方等について、検討していく必要があると考えられるとしてございます。

次に、意見39でございます。「光の道」推進に当たっては、F T T Hに限定することなくC A T Vや無線などさまざまなアクセス手段についても検討すべきとの意見でございます。

ここについても、答申（案）と同様の記載をして考え方を述べております。

次に、意見40、携帯電話をユニバーサルサービス制度の対象とすることについて検討すべきとの意見です。

ここにつきましても、答申（案）の記述に基づく考え方を述べた上で、また、といたしまして、現行のユニバーサルサービスとの関係についても、確保すべき「最低限の通信」の概念をどのように考えるか、といった観点からの整理も必要と考えられるとしております。

次に、意見41、これも携帯電話に関してですが、エヌ・ティ・ティ・ドコモからの意見でございまして、携帯電話のユニバーサルサービス対象化については、現実的かつ合理的とはいいがたいとの意見でございまして、これも、考え方40と同様の点を述べさせていただきます、ご指摘の点については、参考意見として承るとしております。

最後の第6章についての意見でございます。意見42は、ブロードバンドアクセスの検討について、ブロードバンドサービスの拡大スピードを見据え、検討時期を想定しつつ検討を開始すべきとの意見でございます。

これにつきましては、「光の道」構想が実現した段階のブロードバンドアクセスを前提としたユニバーサルサービスの在り方については、国民的なコンセンサスが必要である。また、「移行期」までのユニバーサルサービスとは質的に異なり、新たな制度の枠組みが必要となると考えられることから、その考え方についても大きく変更が必要と考えられる。ご意見は、今後、こうした検討を行うに当たっての参考意見として承るとしてしております。

それから、意見43は、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスとすることについては、具体的かつ詳細な制度設計や設備競争への影響分析等を行う中で、その是非を含めて検討すべきとの意見でございます。

考え方としては、考え方42と同様としております。

続きまして、意見44でございます。多様な事業者によるサービスの提供を前提とし

た「ブロードバンド」の維持・確保の制度に転換すべきということで、この点は、答申（案）にも触れた点でございます。答申（案）に賛同するご意見として承るとしております。

意見45は、将来的なユニバーサルサービスの在り方も含め、定量的な評価、基本三要件の整理、公正かつ健全な競争環境の実現の観点から検討も行っておくべきとの意見でございます。

これにつきましては、答申（案）においては、「加入電話に相当する光IP電話」の範囲について、今後、サービスの提供状況や利用動向等を注視しつつ検討を行うこととしており、今後の検討に当たっての参考意見として承るとしてしております。また、なお書き以下は、前にも触れている点でございます。

続きまして、意見46でございます。移行期において、多様な技術によって「光の道」を推進していくため、超高速ブロードバンドサービスの整備・維持のための新たな枠組みに関する検討を速やかに開始すべきとの意見でございます。

これにつきましては、ユニバーサルサービス制度とは別の新たな枠組みによるブロードバンドサービスの整備等の支援については、今後の情報通信政策全体の検討の中で必要に応じて検討していくことが適当と考えられる。また、ブロードバンドアクセスの維持に関して、ユニバーサルサービスまたはそれに類似した制度の対象と位置づけ、補填を行っていくということについては、国民的なコンセンサスの形成を前提に、その維持費用の算定方法や負担方法等を含め、適時適切に検討を行っていくことが適当と考えられるとしております。

意見47は、ブロードバンドサービスについて現行制度と類似の運用補填が必要という意見でございます。考え方としては、考え方46の後段と同様としております。

最後に、意見48、これは、鹿児島県十島村からの意見でございます。民間の通信事業者が参入することが見込まれない公設公営によりブロードバンドを運営する地域に対しては、できる限り早期に新たな支援をすべきとの意見でございます。

これに対する考え方としても、考え方46と同様としてございまして、ご意見は、今後、こうした検討を行うに当たっての参考意見として承るとしてしております。

以上が、意見募集で寄せられた意見及びこれに対する考え方でございます。これを踏まえました答申（案）の修正点ということでございますけれども、基本的には、大きく変更したところはございません。

ただし、これは、用語的な問題でございますが、11月30日に新しい常用漢字表の告示というのが行われておりまして、ユニバーサルサービスにかかわる点ですと、今まで、補填という漢字の「填」の字が平仮名で使うこととされていたものが常用漢字表に入りまして、漢字書きにするということとなりました。というわけで、答申（案）の中の補填の「填」の字を全部漢字に変えるという修正を行っております、その点の修正が多くなってございます。

それから、最終的な答申をおまとめするというところで、文章の平仄や整合等、それから、用語の適正化等を図った点がございます。

そのほか、内容に若干かかわります点といたしましては、資料14-1の中でございますが、8ページがまずございまして、ここにつきましては、「光の道」構想における検討が10月時点より進展してきてございますので、それに伴いまして、表現を変更した部分がございます。

それから、19ページ、細かい点でございますが、「約款規制等の在り方」としてございまして、これは、事業者からの意見の中で、約款規制だけではなくて、会計の規制についてもご意見がございましたので、「等」を入れてございます。

それから、26ページでございます。NTT東・西のマイグレーションについて触れている部分がございますが、この関係で11月2日にNTT東・西から「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」が出ておりますので、それに関する記述を追加したということでございます。

それから、28ページ、携帯電話の扱いについて触れた点でございますけれども、エヌ・ティ・ティ・ドコモからの意見で、技術的特性以外の論点についてもご意見がございましたので、「旨」という点を「等」と修正してございます。

答申（案）の修正点は以上でございます。

説明は以上でございます。

○東海部会長　ありがとうございます。ただいま、当部会が10月26日に答申（案）を了承いただいたところでございますけれども、その後、パブコメをいたしまして、そのパブコメの中で、関係者からご意見をちょうだいしたものを整理していただいたことについてご説明をいただきました。また、その整理の結果、前回の答申（案）、どのようなことを修正すべきかということでございました。基本的な枠組みについては、修正はなく、字句の修正、あるいはその間の時間の経過の中で、幾つかの動きがござい

ましたので、そのあたりの事実関係の整理を中心にして、答申（案）をご修正いただいたというご説明でございました。どうぞ、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。よろしくどうぞ。

1つ私から確認がございしますが、先ほど、「光の道」構想が少し進展しているのということがありましたけれども、この答申（案）の基本線が、「光の道」構想というものを進むんだということを前提にして、かなり強くそれを意識しながら取りまとめられているわけでございます。「光の道」構想の取りまとめの状況、最近の一番新しい状況、内容というよりもむしろ日程的なものを含めて、簡単にご説明いただきたいと思います。

○古市事業政策課長 事業政策課長でございます。ご指摘の点につきましては、ICT政策タスクフォースの第1、第2合同部会でこれまでご議論を重ねてきていただいております。11月30日に最終的な取りまとめの案をご議論いただきました。ちょうど、今日、12月14日、ICT政策タスクフォースの中で、政務三役、それから、各部会の座長、座長代理がご参加される政策決定プラットフォームというところで、各部会の取りまとめについてご議論いただく予定でございます。また、「光の道」構想関係の第1、第2合同部会の取りまとめについても、その場であわせてご議論される予定でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。ですから、基本的には、私たちが答申（案）としてまとめた基本路線というものは、変更はなしという理解でよろしいですね。

○古市事業政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○東海部会長 はい。ありがとうございます。そのほか、いかがでございでしょうか。

○辻部会長代理 ちょっといいですか。

○東海部会長 はい、どうぞ。

○辻部会長代理 この移行期に関するユニバーサルサービス制度は、ブロードバンドでは日本が一番先行しておりますが、他の国がこのような形でユニバーサルサービスの制度を取り入れたことはありません。世界各国の先例になる事例だと思いますので、ぜひとも総務省におかれては、国際的な周知活動で積極的に日本の取り組みを紹介していただいて、世界各国の先例になるような形で努力していただきたいと思います。

○東海部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございでしょうか。どうぞ。

○高橋委員 今回のパブコメ、ほとんどが事業者からのご意見だったことをどう受けとめるかということでございます。事務局におかれましては、消費者団体等にもご説明を

してパブコメの提出を促してくださったということですが、今回提出がなかったことにつき消費者団体に聞いてみました。その理由としては、「光の道」構想という政策が別の場で現在進行形であるということ。それと、一般国民、消費者にとっては、もっと具体的な論点が明らかにならないとコメントしづらかったのでやめておいたと、こういうことでした。ですので、次の段階ではより詳細かつ明解な論点提示が行われて、国民消費者が意見を出しやすくなることを希望します。

以上です。

○東海部会長　　どうぞ、行政におかれては、そういった方向もしっかりと受けとめておいていただきたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。もし、他に質問、ご意見等ございませんようでしたら、資料14-1の10月26日に取りまとめた答申（案）を少し修正いたしました。修正後のものを答申とさせていただきます。資料14-3に答申書の様式がございますけれども、このような形をもって答申をするということではいかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○東海部会長　　よろしゅうございましょうか。それでは、そのように答申することとさせていただきます。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の措置についてご説明を伺えるということですので、どうぞ、よろしく願いいたします。

○桜井総合通信基盤局長　　総合通信基盤局長の桜井でございます。このたびは、移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方につきましてご答申いただきました。7月の諮問以降、大変短期間に、精力的にご議論いただきまして、おまとめいただきました。東海部会長はじめ、先生方に大変ご尽力賜りましたことを厚く御礼申し上げたいと思います。

先ほど、話がございましたように、「光の道」構想につきましては、今日、夕方からプラットフォーム会合というのがございまして、競争政策のより一層の徹底、それから、競争政策を補完するものとしての不採算地域における一定の公的支援等々といった、そういうパッケージの「光の道」構想の推進のための取りまとめ案というのが11月30日に出ておりまして、その中では、当部会でもご議論いただいておりますユニバーサルサービス制度の在り方についても触れられているわけですが、いずれにしても、

早ければ今日にも総務省として「光の道」構想をどうしていくのかということについて方針が決定されるというふうに期待をしているところでございますが、そういったもの、それから、本答申を受けまして、「光の道」構想を推進していきたいと思っております。具体的には、この答申を受けまして、関係省令等の制度設備について速やかに進めてまいりたいと思っております。

また、この答申におきまして、今後の移行の進展等に伴って、さらに検討すべきだとされている課題、あるいは「光の道」構想の実現時期等をにらんだ本格的なブロードバンドアクセスの検討のご指摘というのをいただいているところでございます。これらにつきましても、今後、検討を深めてまいりたいと考えているところでございますので、また、先生方にご指導賜るということになると思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○東海部会長　　ありがとうございました。行政におかれましては、ぜひとも適切で迅速な措置の促進をお願いしたいと思っているところでございます。

閉　　会

○東海部会長　　以上で、本日の審議、終了でございますけれども、事務局から、何かございましょうか。

○白川管理室長　　お知らせをいたします。14時40分からこの場におきまして、情報通信行政郵政行政審議会電気通信事業部会が開催される予定でございますので、所属委員の皆様におかれましては、お時間までにご着席をお願いいたします。

○東海部会長　　次回の会議日程につきましては、別途決まり次第、事務局よりご連絡をさせていただきたいと思えます。

以上で、本日は閉会でございます。ありがとうございました。